

免状交付申請のご案内

第二種電気工事士試験合格者 様

令和4年1月
愛媛県消防防災安全課

第二種電気工事士試験合格おめでとうございます。愛媛県消防防災安全課から、第二種電気工事士免状の交付申請について、下記のとおりご案内します。

※申請できる方は、交付申請時に愛媛県内に住民票の住所がある方です。愛媛県外に住民票の住所がある方は、当該住所を管轄する都道府県に交付申請してください。

記

1 申請期間

申請者に速やかに免状を交付するため、2月10日（木）までに申請をお願いします。（必着）

2 申請書

同封の申請書をご利用ください。あらかじめ、電気工事士試験申込時に申請のあった住所等を転記した申請書を用意していますので内容を確認のうえ、問題なければ、勤務先名称、勤務先所在地（学生にあっては、学校の名称、学校の所在地）及び申請日、連絡先（日中連絡可能な電話番号）を記入してください。

なお、J I S漢字コードにない漢字が氏名に含まれる方は、申請書氏名欄が空白になっていることがあります。その場合はお手数をお掛けしますが、氏名欄に署名をお願いいたします。

また、転記された内容に誤りがある場合（例：住所欄に住民票の住所が記載されていない等）は、未記入の申請書を同封しておりますので、そちらをご利用ください。

3 申請に必要な添付書類等

① 試験結果（合格）通知書

一般財団法人電気技術者試験センターから合格者に送付されたハガキ型のもの。

② 顔写真 2枚

この申請書提出前6月以内に撮影したもので、サイズは縦4センチメートル×横3センチメートル、裏面には、氏名及び生年月日を必ず記入してください。

③ 手数料 5,300円

手数料分の愛媛県収入証紙を申請書に貼付してください。（消印はしないでください。）収入証紙は県指定の売りさばき所で取扱っています。最寄りの愛媛県収入証紙売りさばき所の所在地については、愛媛県庁公式ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/index.html>）のサイト内検索で「愛媛県証紙売りさばき所」と入力の上、リンク先の一覧表にてご確認ください。

4 申請書の提出方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、愛媛県消防防災安全課まで原則郵送でご提出ください。（封筒には所要分の切手を必ず貼付のうえ、投函いただくようお願いします。）

申請先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係

5 第二種電気工事士免状の送付

免状は、申請受付から約2～3週間程度で申請書記載の住所宛てに発送する予定です。

なお、簡易書留で送付しますので、必ず直接受け取りをお願いします。

6 その他

申請書の記載内容、添付書類等に誤りや不足等がある場合は、申請を受理できませんので御注意ください。申請前に、必ず裏面の「申請前チェックリスト」を御確認いただき、不明点がありましたら、あらかじめ当課保安係（Tel089-912-2320）まで御連絡いただきますようお願いいたします。